

○ 金融商品取引業等に関する内閣府令第一百七十七条第一項第二十七号及び第二十八号に規定する額を指定する件

第一条 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号。以下「府令」という。）第百十七条第一項第二十七号に規定する金融庁長官が定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に百分の四を乗じて得た額又は当該額に外国為替相場の変動を適切に反映させた額とする。

一 当該額を、顧客（府令第一百七十七条第一項第二十七号に規定する顧客をいう。以下同じ。）が行おうとする通貨関連デリバティブ取引（同号に規定する通貨関連デリバティブ取引をいう。以下同じ。）のみについて算出する場合 当該通貨関連デリバティブ取引の額（当該通貨関連デリバティブ取引が次に掲げる取引である場合にあつては、零。次条第一号において同じ。）

イ 法第二条第二十一項第三号に掲げる取引（顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。）

ロ 法第二条第二十二項第三号に掲げる取引（顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに

限る。)

ハ 外国市場デリバティブ取引であつてイに掲げる取引と類似の取引

二 当該額を、顧客が行おうとする通貨関連デリバティブ取引と当該通貨関連デリバティブ取引に係る契約を締結する時に行つて行つている他の通貨関連デリバティブ取引について一括して算出する場合 これらの通貨関連デリバティブ取引の額の合計額から前号イからハに掲げる取引に係る通貨関連デリバティブ取引の額を減じて得た額

2 前項第一号及び第二号の「通貨関連デリバティブ取引の額」とは、次の各号に掲げる通貨関連デリバティブ取引の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額をいう。

一 次に掲げる通貨関連デリバティブ取引以外の通貨関連デリバティブ取引 当該通貨関連デリバティブ取引に係る通貨の価格又は金融指標（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第二十五項に規定する金融指標をいう。第三号において同じ。）の数值にその取引の件数又は数量を乗じて得た額

イ 法第二条第二十一項第三号に掲げる取引

ロ 法第二条第二十二項第三号に掲げる取引

ハ 外国市場デリバティブ取引であつてイに掲げる取引と類似の取引

二 次に掲げる通貨関連デリバティブ取引 次に掲げる当該通貨関連デリバティブ取引の区分に応じ、それぞれ次に定める取引に係る通貨の価格又は金融指標の数値にその取引の件数又は数量を乗じて得た額

イ 法第二条第二十一項第三号に掲げる取引 同号に規定する権利を行使することにより成立する同号イ又はロに掲げる取引

ロ 法第二条第二十二項第三号ロに掲げる取引 同号に規定する権利を行使することにより成立する同号イ又はロに掲げる取引

ハ 外国市場デリバティブ取引であつてイに掲げる取引と類似の取引 イに定める取引と類似の取引

第二条 府令第百十七条第一項第二十八号に規定する金融庁長官が定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に百分の四を乗じて得た額又は当該額に外国為替相場の変動を適切に反映させた額とする。

一 当該額を、顧客が行う各通貨関連デリバティブ取引ごとに算出する場合 当該各通貨関連デリバティブ

ブ取引の額（前条第二項に規定する通貨関連デリバティブ取引の額をいう。次号及び次条第一項において同じ。）

二 当該額を、複数の通貨関連デリバティブ取引について一括して算出する場合 当該複数の通貨関連デリバティブ取引の額の合計額から前号イからハに掲げる取引に係る通貨関連デリバティブ取引の額を減じて得た額

第三条 第一条第一項第二号又は前条第二号に掲げる場合において、顧客が一の通貨の売付け等を行うことによる他の通貨の買付け等及び当該他の通貨の売付け等を行うことによる当該一の通貨の買付け等を行っているときは、これらに係る通貨関連デリバティブ取引の額のうちいずれか少くない額を当該一の通貨又は当該他の通貨に係る通貨関連デリバティブ取引の額とすることができる。

2 前項の「通貨の売付け等」とは、次に掲げる取引をいう。

一 通貨の売付け

二 法第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）

三 法第二条第二十二項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）

四 外国市場デリバティブ取引（第二号に掲げる取引に類似するものに限る。）

3 第一項の「通貨の買付け等」とは、次に掲げる取引をいう。

一 通貨の買付け

二 法第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）

三 法第二条第二十二項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）

四 外国市場デリバティブ取引（第二号に掲げる取引に類似するものに限る。）

附 則

金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（平成二十一年内閣府令第 号）の施

行の日から起算して一年を経過する日までの間は、第一条及び第二条の規定の適用については、これらの規

定中「百分の四」とあるのは、「百分の二」とする。